

第 67 回日本史関係卒業論文発表会 発表要旨

●日時／2026 年 4 月 18 日（土）午前 10 時 00 分開会（9 時 30 分開場）

●会場／淑徳大学東京キャンパス 9 号館（101・201・301 教場）

第 1 会場（101 教場）

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 1 古代相模国高座郡下寺尾廃寺の画期とその意味 | 寺島雄太郎（国土館大） |
| 2 親王の八省卿任官と親王任国制について | 松井みかげ（東北大） |
| 3 南北朝の動乱と醍醐寺清浄光院房玄 | 濱口 佳歩（日本女子大） |
| 4 「隅田一族中」の形成と展開 | 豊田 幸吉（東京大） |
| 5 足利義教の先例準拠 | 山田 貴翔（東海大） |
| 6 大永五年における「後北条氏包囲」態勢の成立 | 三枝 泰士（学習院大） |
| 7 戦国武将と上野国の神社 | 岩田 龍俊（高崎経済大） |
| 8 戦国期陸奥南部氏における「一家」の変遷 | 種子叶志大（中央大） |

第 2 会場（201 教場）

- | | |
|--------------------------|--------------|
| 9 伊勢神宮による御師家の登用 | 松島 諒（皇學館大） |
| 10 近世における武州御嶽山の内部構造について | 増岡 繁利（駒澤大） |
| 11 甲州流兵学と士族教育思想に関する一考察 | 松本 大葵（千葉大） |
| 12 石鎚山の神仏分離 | 大森 昂（愛媛大） |
| 13 横井小楠における「交易の理」の発見と経世論 | 今村 和生（國學院大） |
| 14 石黒忠恵からみた井上門了 | 鈴木 寿明（東洋大） |
| 15 近代都市中小神社を支える人々 | 倉持 佳佑（明治大） |
| 16 秩父事件の発生要因 | 松井 駆羽（慶應義塾大） |
| 17 近代日本の教育思想と民権派教育機関 | 神明 美優（大正大） |

第 3 会場（301 教場）

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 18 明治期における皇族の国葬 | 永井 嘉恵（早稲田大） |
| 19 なぜ同郷会は続いたのか | 福田 奈由（お茶の水女子大） |
| 20 大正・昭和戦前期における時刻励行教育 | 安藤 綾音（千葉大） |
| 21 戦間期日本海軍の宣伝政策 | 中谷 美稀（筑波大） |
| 22 アジア太平洋戦争末期における山陰地方 | 高田 慶之（淑徳大） |
| 23 祖国と故郷、民族と同胞 | 小林すずらん（信州大） |
| 24 戦後市川房枝の政治思想と活動 | 矢嶋 真帆（立正大） |
| 25 地方被団協運動史 | 大塚美莉亜（昭和女子大） |

《特別講座》午後 4 時 10 分～5 時（101 教場）

地域の文化遺産と地域博物館—ミクロ、マクロ、そしてレイヤーを重ねる—

谷口 榮（日本考古学協会監事・大学非常勤講師）

《発表者・参加者交流会》午後 5 時 15 分～6 時（101 教場）

●懇親会 午後 6 時 30 分～（淑徳大学東京キャンパス 4 号館食堂）

1 古代相模国高座郡下寺尾廃寺の画期とその意味

国土館大学 寺島 雄太郎

本論文で対象となる下寺尾廃寺は神奈川県茅ヶ崎市（相模国高座郡）に位置する国指定史跡下寺尾官衙遺跡群に含まれる遺跡である。発掘調査の成果から金堂、講堂と想定される建物、伽藍区画など寺院を構成する遺構が確認される。しかし、下寺尾官衙遺跡群はこれまで寺院、郡衙、川津といった各遺跡の研究は進んでいるものの、相互関係についての検討は少ない。そこで、本論文では遺跡群の相互検討を目的とし、その結果見出された下寺尾官衙遺跡群の画期が下寺尾廃寺において、いかなる歴史的意義を有するのか検討を行う。

はじめに、下寺尾官衙遺跡群を構成する遺跡ごとの遺構の変遷について検討した。造営時の下寺尾廃寺は基壇建物、大型掘立柱建物址、伽藍区画の主軸を異にする。しかし、基壇建物は方位を変更し規模を縮小、大型掘立柱建物址は同位置、同方位で礎石建物へ、伽藍区画は大型柱穴列から区画溝を伴う伽藍区画へ再建される。主軸を揃えた規格性の高い伽藍配置への再建は九世紀前半までに行われる。

高座郡衙跡である西方遺跡は八世紀中頃から正倉の移転が行われ、郡庁の再建、館、厨の建設が八世紀後半までに行われる。小出川河川改修事業関連遺跡群のうち七堂伽藍跡地区では川津遺構および集落跡が確認される。六世紀代から堅穴建物が確認され、集落域として利用されるが、川津遺構に並列して掘立柱建物が八世紀中頃に出現し、九世紀まで機能する。集落はこれらを避けるように八世紀後半から九世紀中頃にかけて南側に集中して分布する。以上から、下寺尾官衙遺跡群において大規模な整備、維持活動が八世紀中頃から始まり、九世紀の前半までに行われることが明らかとなった。したがって、整備後の郡衙、寺院には大きな変化が認められるため下寺尾官衙遺跡群の画期と捉えた。

また、下寺尾廃寺は『日本三代実録』に記載される相模国分尼寺が貞観一五年（八七三年）に移される寺院である漢河寺であると説く説が文献史学、考古学の両視点から議論されてきている。下寺尾官衙遺跡群の画期は下寺尾廃寺において、九世紀までに建物、伽藍区画の主軸を揃えた規格性の高い伽藍配置を備える寺院へ、郡衙とともに再建されることを意味する。こうした点から下寺尾廃寺は相模国分尼寺が移される漢河寺である可能性を有すると指摘した。

2 親王の八省卿任官と親王任国制について

東北大学 松 井 み かげ

親王任国制とは親王を上総国・常陸国・上野国の三国の太守に任ずるといふ制度である。桓武天皇以来、親王は慣例的に八省卿・大宰帥・弾正尹の三つの官職に任官されてきたが、この親王任国制の成立により親王はさらに三国の太守という官職にも就く事ができるようになった。

この制度は清原夏野の奏状を受けた天長三年（八二六）九月六日太政官符で成立したものである。先行研究においてはこの官符を基本史料として、本制度成立の目的は親王の八省卿任官数を抑制する点にあるという指摘がなされている。一方、なぜ親王の八省卿任官数を抑制する必要があるのかという点については、議論されるべき余地が残っている。

本論文では親王任国制成立の直接的きっかけである天長三年九月六日太政官符を中心に、天長三年当時朝廷は政治的にどのような課題を抱えていたのかを検討し、親王任国制の成立意義について考察する。

まず、親王任国制の成立は嵯峨源氏の出身と関係しているという説について、有品親王の八省卿における任官ポストと嵯峨源氏の八省卿における任官ポストの比較から、嵯峨源氏

の出身は親王の八省卿任官に大きな影響を与えなかったことが指摘できる。

次に、天長三年九月六日太政官符中の清原夏野の奏状の記述から親王任国制の成立意義を検討する。奏状の内容から、親王任国制は主に京官の欠物問題に関連して提案されたといえる。また、実際の任官例から、親王任国制の目的は親王の八省卿任官数を抑える点にあったと指摘できる。

また八省卿の代替ポストとして親王任国制が提案された理由について検討する。奏状から親王任国制は遙授を前提とした制度であったことがわかる。遙授国守は任地の政務に関与せず、また政務に関する責任も追及されない官である。遙授官のこのような特徴を考慮すると、清原夏野は「欠物」問題から親王を保護する官職として遙授国守が適していると考えて親王任国制を提案したと考えられる。

以上の事から、京官における「欠物」等への対応が課題であった天長期において八省卿任官は親王自身にとっての不利益となるという考えのもと、親王の八省卿任官数を抑制しようとして親王任国制が成立したと結論付けられる。

3 南北朝の動乱と醍醐寺清浄光院房玄

—『房玄法印記』の分析を通して—

日本女子大学 濱 口 佳 歩

本論文は、南北朝の動乱期における寺院社会と世俗社会の関係性について、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけて活動した醍醐寺清浄光院住持である房玄（弘安五年「一二八二」—観応二年「一三五—」）を通して検討したものである。南北朝か北朝いずれかの勢力に属するのが一般的である中、房玄は南北両朝と関係を構築したという点で非常に特徴的な僧である。しかしながら、先行研究での房玄の動乱期における立場の見解は一様ではない。

そこで、本論文では房玄自筆の『房玄法印記』の再検討を行うことで、房玄の活動を再考した。その上で、房玄の真言密教僧としての活動を基に、南北朝の動乱における寺院社会と世俗社会の関係性について再評価した。

房玄は、醍醐寺地蔵院流親玄の門下の中でも遺領や聖教を相承する等、師の親玄に信頼を置かれていた。だが、出自が「平人」であったため、師親玄の正嫡とはなれず、「傍流」という立場に甘んじ、醍醐寺に住持した形跡がほとんど見られ

なかった。しかしながら、房玄は寺院社会における新たな立場を求めるかのように、久遠寿量院別当職と仏名院・摂津国野鞍庄を獲得するために相論を行い、奔走した。その結果、所職・所領は、一旦は南朝によって安堵されたが、最終的には北朝方の僧によって掠め取られる結果となった。これらが安堵される過程で、房玄は南朝の有力者との関係を構築し、一方では北朝権力を頼る行動を見せるなど、自身の権威を保持するために北朝・南朝という枠組みを超えて柔軟に活動したのである。

では、房玄はどのような修学活動および宗教活動を行ったのであろうか。『房玄法印記』によれば、房玄は「都谷」と称する地を真言密教の伝授活動の拠点としていたことが明らかとなった。そして房玄は南北両朝の祈祷を勤仕し、後村上天皇・北畠親房・足利直義等の有力者との交流を行う中で僧としての重要な任務を期待されたと考えられる。しかし見方を変えれば、房玄は世情にに応じて南北両朝と関わることで、自己の権威確立のために時として世俗社会の権威を利用したともいえよう。

4 「隅田一族中」の形成と展開

―「一族一揆」概念の再検討―

東京大学 豊田 幸吉

領主一揆は従来、〈惣領制↓一族一揆↓国人一揆↓戦国家中〉という発展段階的な図式の中に位置付けられ、過渡的な在地領主のあり方と評価されてきた。近年、かかる図式に対する見直しが進められている一方、在地領主における、血縁的結合と地縁的結合の関係性は依然として不明瞭である。そこで本論文では、近年提起された「在地領主論」の研究手法を念頭に、領主一揆の地域社会における役割を分析することで、先行研究で使用されてきた「一族一揆」という研究概念の有効性について再検討する。検討対象は、一族を擬制した地縁的な領主一揆である「隅田一族中」とする。

領主一揆の形成に関しては、鎌倉期の血縁的・地縁的結合からの延長線上に位置付けて評価されることもある。一方、「隅田一族中」の場合は、鎌倉期の隅田荘に見られる地縁的結合を、その前提と見ることは難しい。隅田一族の惣領の立場を保証する地頭北条氏という存在の消滅に伴い、地頭職を領主間で分有する必要性が生じたことから、「隅田一族中」が形成されたと考えられる。

このようにして形成された「隅田一族中」は、上位権力から安堵された地頭職を分有し、地頭得分・下司給に加え、隅田八幡宮における祭祀の供料を共同で管理した他、同宮領や給恩地の共同知行も担っていた。また、交代で守護への軍役を勤仕しており、その費用は地頭得分から捻出されていた。一方で、紛争解決機能は乏しかったようである。領主一揆について、先行研究においては、上位権力による編成という側面を重視する見解や、在地領主による自律的な農民弾圧や一族間結合強化という側面を重視する見解があるが、少なくとも「隅田一族中」においては、その紐帯は経済的基盤にあつたと考えられる。

その後、地頭職を保証する上位権力たる紀伊国守護畠山氏が分裂すると、それに伴って「隅田一族中」の一揆的結合も弛緩する。軍役勤仕の反対給付としての、上位権力による地頭職安堵も、一揆的結合を保持する上で重要なファクターだったのである。

以上より、「隅田一族中」の一揆的結合は、経済的基盤と上位権力からの保証、これら両者の有機的な連関により維持されていたと考えられる。ゆえに、「一族中」はそのスローガンに過ぎず、「一族一揆」のような、一揆の表面的な形態のみでの弁別はあまり意味をなすとは言い難い。今後は地域社会の実態に即して、領主一揆の役割や機能に関する個別具体的な検討を蓄積してゆく必要があるだろう。

5 足利義教の先例準拠

―元服式を素材に―

東海大学 山田 貴 翔

本報告は、表題の卒業論文をもとに、公家、武家両社会の儀礼における足利義教の先例準拠について、元服式を素材に論じるものである。

室町将軍が朝儀に如何に関与したのか、という視点から公武関係について論じた先行研究は幾つか存在し、義持が義満の例を踏襲しなかったという点については、凡そ見解の一致するところである。その一方で、義教が義満と義持のいずれの例に準拠したか、という点については、視点によってその見解が異なっている。そこで私は天皇、将軍の元服式を素材に、義教に義満の例を踏襲する意志があったのかという問題について検討を加えた。

まず第一章では、公家社会の儀礼において義教が義満の例を準拠していたか否か、という点を天皇の元服式を素材に明らかにしようと試みた。その結果、公家社会の儀礼において義教が尊氏や義持ではなく、確かに義満の例を踏襲していたということが明らかになった。

次に第二章では、武家社会の儀礼における義教の先例準拠について、将軍の元服式を素材に検討した。その結果、武家社会の儀礼においても、義教は他の誰でもなく義満の例に準えていた、ということが明らかになった。

そして第三章では、第一、第二章の結果を踏まえて、公家、武家両社会の儀礼において、義教が義満の例を踏襲した狙いについて検討した。残念ながら義教の日記は残っておらず、直接彼の考えを窺うことはできなかったため、当時の義教の課題を検討することによって、義教の狙いが何であったのか、という点に迫りたいと考えた。そして検討の結果、以下の結論に至った。

まず、公家社会の儀礼において義教が義満の例を踏襲した狙いは、急激な位階の昇進に見合った実績を備えていることを、公家社会に示すことにあった。そして、武家社会の儀礼において義教が義満の例を踏襲した狙いは、義満の姿を武家に想起させ、武家の棟梁としての権威を示すことにあったのである。

以上のように、義教が公家、武家両社会の儀礼において義満の例に準拠していたということ、及びその狙いについて、本報告では論じた。

6 大永五年における「後北条氏包囲」態勢の成立

―関東管領山内上杉憲房の介在について―

学習院大学 三 枝 泰 士

天文末年ごろから永禄年間半ばの時期において、駿河の今川氏・甲斐の武田氏・相模の北条氏が相互に婚姻関係を媒介とした同盟を締結する、いわゆる三国同盟があったことは広く知られている。一方で、三国同盟成立以前の大永から天文年間において、後北条氏と敵対する周辺の勢力が相互に連携して後北条氏を包囲する情勢があった。本論文ではいわゆる「後北条氏包囲」態勢が成立する段階における、関東管領山内上杉憲房の介在について検討する。

「後北条氏包囲」態勢の成立を主導した存在だと考えられているのが扇谷上杉朝興である。黒田基樹氏は、朝興は大永三年（一五二三）から山内上杉憲房との和睦の交渉を行い、同四年には憲房とともに北条氏綱との抗争を開始したとしている。また、黒田氏や平山優氏は、朝興が甲斐の武田信虎に對しても同盟を申し入れたのではないかとし、信虎が両上杉氏に与することとなった背景として朝興の存在を指摘している。こうした同三年から四年ごろの動向から、「後北条氏包囲」

態勢の成立において、朝興の存在は重要視されてきた。しかし、同四年四月に古河公方足利高基が長南武田三河守に宛てた書状の中で、「朝興も北新（氏綱）も道哲（足利義明）の役には立たない」と述べており、これ以前に扇谷上杉氏と後北条氏がともに小弓公方足利義明を推戴していたことが窺われる。朝興と後北条氏との対立は同四年まで明確ではなかったのではないだろうか。他方で、武田信虎の動向についてみると、武田氏側に残された史料には、憲房が信虎に對して陣を寄せるように申し入れてきたなどと記されており、朝興の存在は薄い。武田氏側では憲房の存在が意識されていることが窺える。

周知のとおり、これ以前の山内上杉氏と武田氏は、明応三年（一四九四）から永正三年（一五〇六）までの動向として、伊勢宗瑞や扇谷上杉朝良を敵として連携していたことが知られる。

こうしたことから、朝興が山内上杉氏や武田氏に個別に同盟締結をはたらきかけることで包囲態勢が成立したのではなく、小弓公方・後北条氏側から離れた朝興が、もともと後北条氏に敵対していた山内上杉氏と武田氏との同盟関係に加わることで後北条氏を包囲する態勢の原形が成立し、大永五年の包囲態勢成立へとつながるのではないかという見通しを述べる。

7 戦国武将と上野国の神社

— 赤城神社文書を中心に —

高崎経済大学 岩田龍俊

戦国時代における上野国の三夜沢赤城神社（現在の前橋市三夜沢町鎮座、以降は「赤城神社」とする）は、武神として崇敬され、様々な戦国武将によって祈願や寄進などの活動が行われていた。これらのことが記録された文書は「赤城神社文書」という形で三十六通が現在まで残っている。本論文では、この残された赤城神社文書を検討していき、戦国時代において赤城神社が戦国武将にとってどのような存在であったかを見出していくことを目的としている。

論文の構成は、全五章からなっている。序章では研究史を紹介し、本論文のテーマに即した研究を提示した。内容は大きく二つに分けられ、まず上野国外の戦国武将による神社との関わりに関する研究を紹介した。次に戦国時代の赤城神社に関する研究を紹介した。

まず第一章では、赤城神社の概要について述べている。ここは論題に入る前に、本論文の対象となる赤城神社がどのような存在であるかを確認した。二つの節から成り、第一節では、赤城神社が信仰されるようになった理由や、古代の赤城神社について述べた。次に第二節では、戦国時代以前の中世

の赤城神社の動態や、信仰の内容、当時の武士による赤城神社への活動を明らかにした。

次に第二章では、本論文の主題となる赤城神社と戦国武将の関係について論じている。三つの節から成り、先行研究をもとに時期を三区に分け、一節ごとに論じている。参考にする文献は冒頭に紹介した「赤城神社文書」であり、主に札や願文を検討し、考察していく中で、「戦国武将にとっての赤城神社」というものを論じた。具体的に言うところ、戦乱や政争の中で、「赤城神社がどのように利用されていたのか」という政治的な面を中心に論じた。

次に第三章では、上野国内の他の神社に納められた文書と赤城神社文書を比較した。三つの節から成り、第一節では、榛名神社に納められた「榛名神社文書」を、第二節では、貫前神社に納められた「貫前神社文書」を紹介、検討し、文書の特徴を論じた。最後に、第三節で、上二節で論じたことと赤城神社文書を比較して、上野国の戦国時代において、赤城神社がどのような神社であるかということを考察した。

最後に結論として、戦国時代の上野国内の神社のなかで、赤城神社が武将などから政治的に重要視されていたことや、上野国支配に重要な役割を持っていたことを述べた。また、榛名神社・貫前神社の文書と比較して、政治的な要素と宗教的な要素を兼ねた、当時の上野国の神社のなかでも抜きん出た存在であったといったことを結論として述べた。

8 戦国期陸奥南部氏における「一家」の変遷

中央大学 種子 叶 志 大

中世において陸奥国糠部郡を拠点とし、広域な領域を支配していたのは南部氏である。戦国期には糠部郡の構成単位である「戸」(一戸・三戸・四戸・七戸・八戸・九戸)を名字とする「戸の領主」が出現し、それぞれ独立した所領と家中を保持しながら「一家」と呼ばれる南部一族の連合体を形成した。本論文は、この「一家」に焦点をあて、その変遷について検討することで戦国期南部氏権力の実像を説明することを目的とする。

第一章は永禄期の「一家」を考察し、室町期以来の国人一揆を基盤としながら擬制的な同族関係が意識され「一家」が形成された過程を明らかにした。戸の領主のうち三戸氏は、紛争時に八戸氏や七戸氏、四戸氏へ軍事要請を行い領主間の意思統一を行う役割を担っていたが、その地位は南部惣領家「家督」ではなく、三戸氏当主という立場からの要請であった。また、この軍事要請は「奉公」と表現されているが、その主体は「家督」という特定個人ではなく、「一家」という集

団に対するものであることを指摘した。

第二章は元亀から天正初期にかけての「一家」について考察し、永禄期からの変化として「奉公」の主体が「家督」に対するものであると特定化したことに着目した。このことは、三戸氏の求心力が強まり、戸の領主を自らの家中に包摂しようとする動きとも考えられる。しかし対象の文書は三戸氏家中によって書かれたものであり、戸の領主が三戸氏に直接従属したことを示す同時代史料はない点、また戸の領主が独立した権力である証左として中人制が機能していた点などから、三戸氏と戸の領主との間に主従関係が生まれ、それまでの「一家」を変質させたとするには根拠不足であると結論づけた。

第三章の天正期には、大浦為信による津軽侵攻の対応をめぐり「一家」の合意形成ができず機能不全に陥る。背景には三戸氏と九戸氏の家督争いを契機とする対立、そして従来領主間紛争時の仲裁役であった八戸氏が三戸氏側に与同したことが挙げられる。これらの要因によって「一家」は解体に向かい、津軽侵攻時にこのことが顕在化した。

結論として「一家」とは、国人一揆を継承しつつ成立し、その中で三戸氏は戸の領主を家中に包摂する動きを見せるが、安定した支配体制を確立できず領主間紛争が顕在化したことで解体を迎えた泡沫的な権力構造だと考える。

9 伊勢神宮による御師家の登用

— 小川地家を事例として —

皇學館大学 松 島 諒

伊勢神宮による御師家の登用に関する研究はこれまで外宮が中心であり、内宮の研究は進められていない。

そこで本論文では、内宮御師名である小川地家を事例として内人（禰宜の下で物忌と共に祭祀に従った神職）への補任過程と、小川地家が登用された背景について考察した。

第一章では、大麻内人、伊佐奈岐宮内人、権禰宜を務めた小川地喜廣を事例として、神宮文庫所蔵の「大麻補任内人頂戴諸記」と「内人職権祢宜補任内人頂戴諸記」を用いて補任の過程を明らかにした。

その結果、喜廣の内人への補任には内宮が関与していたことが判明した。また補任に伴い、前任者の子息を登用していないことも確認できた。そして、喜廣が段階的に大麻内人と伊佐奈岐宮内人を兼任していた者の役職を引き継いだことが浮き彫りとなった。

第二章では、喜廣の息子であり、風日祈宮内人と権禰宜を務めた、小川地喜賢の補任時期と天保七年（一八三六）に発生した内人への補任をめぐるトラブルを素材として、小川地家が登用された背景を考察した。主に用いた史料は神宮文庫所蔵の「内宮内人補任入纏一件」、「内宮交名帳」、「内人願権祢宜補任頂戴諸記」である。

その結果、内人への補任をめぐるトラブルが発生した時期に内宮では、内人と物忌が不足しており、一人で二宮三宮を兼任していたことが明らかとなった。また、このトラブルが発生する以前より内宮では内人と物忌が不足傾向であったことも確認できた。以上の背景から内宮では内人への補任をめぐるトラブルをきっかけに、内人への補任条件が緩和されたと考えられた。そして喜賢が風日祈宮内人と権禰宜に補任された背景には、父喜廣が前述の内人への補任をめぐるトラブルの解決に尽力したためであったことが浮き彫りとなった。

また今後は、本論文で小川地家の補任の背景を説明することができたが、小川地家以外の他の御師家における内人への補任過程との比較と、内人としての活動の実態を明らかとすることが今後の課題である。

10 近世における武州御嶽山の内部構造について

駒澤大学 増岡 繁利

本論文では近世期の武州御嶽山の内部構造について検討を行った。その動機としては、天保一一（一八四〇）年の「御師出入一件」（坂本御師社法出入につき争論一件）という文書より、山上御師が坂本御師に対して身分差を示唆する文言が残っていたことが確認されたことによる。山上御師とは、御嶽山上に住んでおり、神社神職を専業とする御師のことを指し、坂本御師はその麓に住み、農業を基本としながら、神職も兼帯するようになった御師のことを言う。坂本御師は山上御師や宮司と同様の家造りをしたとして社法破りであると同時に、御師として山上と同様の身分でないとして山上御師から見なされた。それに対して、坂本御師たちと御嶽神社の宮司からの返答では、同じ百姓身分であると反論していた。

先行研究では、齋藤典男氏は御師間での身分的側面からみると、それぞれの御師がほぼ同時に成立されたとし、支配者層と同等の権威を得た山上御師が坂本御師は下につくべきとしており、同様の身分として位置づけがたいとした姿勢であ

るとし、身分差はないとした。靱矢嘉史氏・西海賢二氏は、地理的要因と神社神職との関与が相まって、神社へどれほど参与してきたかによるものとして身分の区別がなされたとする成果が上げられる。

これらの成果をもとに、武州御嶽山における内部構造に注目し、御師たちは何を以て身分差としていたのかを石高と争論類の證文ならびに明暦期の掟より解明に努めた。

はじめに、明暦期の掟や慶長期の検地帳と文政期の真言宗人別帳、弘化期の名請書上帳から村の構成員の性格や経済力から内部構造を考察し、山上御師が坂本御師を軽視していた根源が経済的なものによるものか検討した。また、山上御師という集団が、いつ頃から登場して、どのような性格を帯びていったのかを検討した。

次に、山上御師と坂本御師間での争いから、身分の側面から内部構造について検討した。争論では主に明暦期の掟を引き合いに出しており、加えて正徳期における神祇道遵守の覚を典拠史料として用い、山上御師が坂本御師への認識の変化について考察した。一九世紀頃より、山上御師と坂本御師との争論が見られるようになり、宮司とは一八世紀後半頃からその様子が見られる。宮司は御師同士の争いで坂本御師側につくことを意識して分析する。

11 甲州流兵学と士族教育思想に関する一考察

―藩校教育と松代藩文武学校を中心に―

千葉大学 松本大葵

本論文は、近世兵学の代表的流派である甲州流兵学に着目し、それが藩校という教育制度の中でいかに運用され、次代を担う士族の思想形成にいかなる意義を持ったかを、信濃国松代藩の藩校・文武学校を主な事例として明らかにするものである。

第一章では、『日本教育史資料』に基づき諸藩の状況を概観した。甲州流は幕府の「御家流」として位置付けを背景に、多くの藩で採用されていた。その教授形態は、校内教場型、師家就学型、蔵書による知的資源化など、各藩の教育設計に応じて多様な展開を見せていたが、幕末期には洋式兵学への置換が進む転換点にあったことが確認できる。

第二章では、松代藩を事例にその具体的な運用実態を、「文武学校日記」の記録を基に分析した。同藩では近世中期より原正盛らによって甲州流が継承され、文化期には既に藩の教育空間に組み込まれていた。安政二年（一八五五）の文武学校開立に際しては、綿貫新兵衛らが師範に任じられ、物品貸

与や出欠管理といった厳格な制度的枠組みの下で教授が開始された。しかし、安政四年前後には門弟の不在や西洋兵学への需要変容により教授枠が停止されるなど、制度的弛緩が見られた。

第三章では、流派としての教授停滞後に行われた軍学教育の再編について考察した。安政五年以降、軍学は「御聴聞」（学問の発表会）と「御一覽」（武芸の発表会）という二つの形式を軸に運用された。特に「御一覽」においては、身体的な演武ではなく、兵の配置を構想する「備立図面」の提出が義務付けられていた。これは、甲州流が伝統的に重視してきた全体把握や合理的判断という思考様式が、流派名を超えて軍学教育の評価基準への転化したことを示している。

以上の検討を通じ、甲州流兵学は幕末の軍事変革の中で制度的には後退しつつも、その知的な枠組みは、士族に判断力・構想力・説明能力を要請する教育思想として継承されたと結論付けた。本研究は、流派兵学の変容を単なる「衰退」による断絶と捉えず、制度的後退を思想的継承の重層的な過程として捉え直した点に意義がある。

12 石鎚山の神仏分離

―二つの「石鎚神社」の成立と統一―

愛媛大学 大森 昴

本論文は、享保一四年（一七二九）以降、石鉄山蔵王権現（石鉄権現）の別当職を巡って対立していた前神寺（西条藩領新居郡氷見村）と横峰寺（小松藩領周布郡千足山村）をそれぞれ母体とする新居郡石鉄神社と周布郡石槌神社が、明治維新の神仏分離を経て、どのように成立し、その後統一されていくのか、考察を行うものである。

石鉄権現について、西条藩が仏、小松藩が神と届け出て対立したが、政府が神社とするよう指令したことにより対立は収まった。指令年について、明治二年（一八六九）説と明治三年説があったが、柚山俊夫が『明治維新神仏分離史料』の誤りを指摘し、明治三年であることを明らかにした。また、上野大輔らによる近年の神仏分離研究で重要視されている、神仏分離以前の状況が神仏分離にどのような影響を与えたかという観点から、石鉄権現別当職争いが、神仏分離や新居郡石鉄神社と周布郡石槌神社の成立に大きな影響があったことを指摘し、両神社の成立日や活動等について明らかにした。

まず、文化五年（一八〇八）に千足山村の村民が、前神寺の管理する常住社（西条藩領新居郡大保木山村と小松藩領周布郡千足山村の境）を打ち壊したことにより藩領争いにまで発展した石鉄権現別当職争いがどのように決着したか、考察した。幕府の裁許により常住社の所属地は千足山村、管理権は前神寺と定められたが対立は収まらなかった。最終的に今治藩領五か寺の仲裁によって、幕府の裁許を遵守すること、石鎚山頂を前神寺の管理地から大保木山村と千足山村の共同管理地とすることが定められたことを明らかにした。

次に、先述の別当争いが、石鉄権現は神か仏かの対立や、新居郡石鉄神社と周布郡石槌神社の対立として再燃したことを指摘した。周布郡石槌神社の建築にあたって千足山村の村民は、前神寺の管理権が確定した常住社を再び打ち壊すことはせず、前神寺の影響力が弱まっていた石鎚山頂に新社を建てた。

さらに、石鉄県の成立後、新居郡石鉄神社と周布郡石槌神社が石鉄神社として統一されても、神職同士の対立は収まらなかったことを明らかにした。

13 横井小楠における「交易の理」の発見と経世論

『国是三論』を対象として

國學院大學 今村和生

横井小楠については福井藩政治史研究、思想史研究など様々な観点から研究が行われてきた。なかでもペリー来航時激烈な攘夷論を唱えた横井が、万延元年（一八六〇）に著した『国是三論』で西洋諸国の政治を高く評価するようになった理由について、思想史の立場から多くの考察が加えられてきた。

現在の定説である源了圓氏の研究は、この西洋観の転換について、西洋諸国の政治体制が民の為に行われていることを横井が認識した為であると説明した。しかし、横井自身の世界観が西洋諸国を受け入れるものに変化しない限りは、理想的な政治を西洋諸国が行っていても、彼らへの恐怖感を増すのみだろう。

そこで本論文では、この横井の西洋観の転換理由について、「道理」という概念を軸に分析した。なお、常瀟琳氏は「道理」という概念を、「世界には人間の理解しうる規則があることを前提として、人間である以上当然に常に従うべき行動規

範として想定されたものである」と説明している。西洋という強力な他者の出現を受け、華夷秩序的な国際秩序の理解Ⅱ既存の「道理」は大きな挑戦を受けた。一九世紀日本の思想家にとって、国際秩序の「道理」を再建する事は、極めて重要な課題であったと常氏は指摘する。

「道理」という概念を軸に、横井が西洋諸国の政治体制を高く評価するに至った理由を分析した結果、次の四点が明らかとなった。①『国是三論』執筆時の横井が、交易を通して各国が交流する事で、相互の政治を裨益し平和を目指すという新たな「道理」Ⅱ「交易の理」を発見していた点、②西洋の政治体制を「交易の理」に即した体制として横井が捉えなおした点、③『海国図志』のアメリカ国是の三カ条が、横井の「交易の理」形成に寄与した点、④横井が、儒学の聖人である堯・舜も交易によって民を養っていたと主張し、「交易の理」を朱子学の「道統論」の観点から正当化している点である。これらの事から、先述した一九世紀日本の思想家の課題に対し、横井は一つの回答を提示したといえるだろう。

14 石黒忠憲からみた井上円了

東洋大学 鈴木 寿 明

安政五年（一八五八）、東洋大学の創立者である井上円了は、越後国三島郡浦村（現新潟県長岡市）に生まれた。明治元年から翌二年まで、当時十歳であった円了は、江戸の医学所で学んだ石黒忠憲が魚沼郡片貝村（現同小千谷市）に開いた私塾に通った。両者の交流は、大正八年（一九一九）に、円了が死去するまで続いた。しかし、交流の実態は、断片的にしか明らかにならず、関係性は、あまり評価されていない。報告者は、石黒関連史料から両者の交流の実態を究明し、生涯にわたる交流関係を評価することを当初の目的とした。調査研究を進めていくうち、両者の交流関係を示す史料の中には、魚沼郡小千谷町の豪商である西脇国三郎や、三島郡宮川新田村の豪農である高橋九郎といった人物の名前が頻出した。円了と石黒の交流は、片貝村とその周辺地域の人々の交流の一端であることが明らかとなった。本論文では、この集団を「片貝グループ」と仮定し、幕末維新期における集団社会と近代化の一事例について究明した。

近世後期、片貝村の石黒家は、周辺地域の豪農らと血縁関係を結び、親類意識を構築した。この意識は、石黒の代まで存続し、親類間で援助し合った。親類の一つにあたる片貝村の大塚家の場合、石黒の結婚の際は、大塚幸右衛門が仲人をし、大塚家が養子を迎い入れたときは、石黒が両家の仲介をしている。また、石黒は地縁関係を活用し、周辺地域の有力者らと交流関係を築いた。さらに、石黒の私塾では、円了などが学び、師弟関係が構築された。

明治期以降、石黒をはじめとした片貝グループの一部の人々は、上京し、東京でキャリアを積んだ。やがて、東京には、片貝周辺地域の同郷グループが形成された。本論文では、これを「中央片貝グループ」と仮定し、両集団は、相互に作用した。片貝グループの子弟が上京する折、石黒は彼らを書生として、その生活を支援した。また、円了が哲学館（東洋大学の前身）への運営援助を乞うため、新潟県に巡回講演をした際、片貝グループの人々は、講演会を発起したり、多額の寄附を行った。

以上、近世後期の地域結合の様相と、近代化に伴う、中央と地域の相互作用を明らかにした。今後は、片貝周辺地域の大部分が幕領であることから、この広域集団を、旧幕領社会と仮定して、旧藩社会などと比較することで、その特異性について研究したい。

15 近代都市中小神社を支える人々

—明治前期東京を中心に—

明治大学 倉持佳佑

本論文は、明治維新によって大きく変わりゆく社会の中で、神社がどのような人々によって、どのように運営されていたのかについて論じたものである。

神社と社会の関係性については近世における研究の蓄積がある一方で、近年では近代における神社と社会の関係を扱った論考が現れているものの、近代における研究は多いとは言えない現状にある。そこで、この変化の時代における神社の運営実態、またその担い手となった人々の実態を明らかにすることを試みた。

第一章では、東京府のもとで組織された神社組合について、その実態や神職にとって同組合がどのような存在だったのかについて論じている。神社組合は神社行政の効率化を目的に作られた東京府独自の組織であったと考えられる。様々な神社に関する業務がこの神社組合を介して実施されていた。そして、神職らが連名で自らの地域に神社の選定を願い出ることと既存の神社組合からの独立を図る事例も見られ、神職ら

にとつて神社組合が神社運営において重要な組織であったことが認められた。

第二章では、以上のことを踏まえ、近世江戸において組織された古跡地神社の神主らによって組織された神主組合が、時代の変化にどのように対応し、そしてその関係を変質させていったのかについて概観している。神主組合は古跡地神社としての格式を維持するために組織された背景を持ち、明治維新直後においても格式の維持を目的とした行動が組合に所属する神主らに見られたが、神社を取り巻く制度の変化によって近世以来の彼らの関係性は途絶え、その後は神社組合を中心とした神職同士の関係へと転じていった事がわかった。

第三章では、現在の外神田五丁目にあたる地に、かつて存在した神田亀住町において、同町にて祀られていた亀住稻荷社を事例に、明治前期東京における専任の神職を持たない小社の経営実態について検討した。亀住稻荷社の運営資金は主に住人に課せられた月掛金によって賄われ、また、集金や稲荷社の運営は町内の各番地を担当する差配人たちによって担われていたことが分かった。

以上、各章の検討から明治前期の東京において、神職や町内神社の運営を執り行う住人らはどのように神社の運営を行い、また、運営を進める上での彼らの関係性などについて論じることができた。

16 秩父事件の発生要因

― 経済構造と価値観に基づく分析 ―

慶應義塾大学 松 井 駆 羽

本論文は、秩父事件における「民権運動に対する民衆運動」史としての研究潮流を踏まえつつ、事件に至る地域社会の構造的変動に着目し、その背後に存在した地域経済と共同体意識の変容の関連を明らかにすることを目的とした。近世末に成立した『新編武蔵風土記稿』と、近代国家の行政文書として整理された『武蔵国郡村誌』の記述を比較することで、秩父郡の村々が幕末から明治期にかけて国際経済のうねりに巻き込まれた様相に、近世の金融慣行が近代の金融制度によって覆い被さることによって生じた、貧民層への経済的圧迫を論じた。

この産業構造の変動は同時に、地域間の格差と共同体内部の分断をも生み出した。皆野・小鹿野・大宮郷のように市場機能をもつ村では醸造業や商業が発展し、明治末期には「繁華の町村」として安定した経済基盤を有した。他方、風布や上名栗といった山間部の村では、生糸の関連製品以外の生計手段が限られ、国際経済に連動する生糸価格の変動によって

生活が不安定化した。地理的な孤立は近世的な互助機能の維持を困難にし、特に秩父事件の「台風の目」と呼ばれる風布村には、豪農層が不在であることも相まって、個々の村民は高利貸との個別的な取引へと追い込まれていった。

こうした状況下で発生した、負債や税、教育費といった金銭的な負担の重圧は、共同体内部の連帯を弱体化させた。それに対し、自由党が提示した借金軽減・経済的救済といった「参加型解放型幻想」は、人々に即効性のある救済として受け取られた。その象徴的事例が風布村における自由党の浸透である。風布村民の困窮が武装蜂起へと結びついた背景には、地理的制約に由来する、地域社会が抱えていた脆弱な経済構造が存在していた。更に、『秩父事件史料集成』の分析で明らかとなった村民たちの低い識字能力は、口頭伝承で曲解された自由党像を形成することにつながった。さらには、識字能力を有する村民の供述文書の分析から、自由党入党に消極的な村民に対しては脅迫を伴う形で入党を強要するケースも見られた。村民たちの自由党入党が、同調圧力や脅迫を伴いながら村全体で行われた結果、風布村は、秩父事件における「台風の目」と呼ばれるようになるのである。

以上を総合すれば、秩父事件は経済構造の変動による生活苦と価値観の近代化に伴う地域社会内部の対立が並立することで生じた結論づけられる。

17 近代日本の教育思想と民権派教育機関

—明治前期を中心に—

大正大学 神明美優

自由民権期における教育史的研究の多くは、自由・干渉教育論争を主題とし、民権家⇨自由教育、政府⇨干渉教育との評価を下してきた。しかし、近年では、こうした評価に疑義も示されており、再検討の機運が高まっている。これを踏まえ、本論文では、この論争の対立構造を再検討するとともに、そこで主張された教育論が実践面にどう反映されたかを検証するため、同時代の民権家の作った学校である民権派教育機関の運営実態を検討した。

教育令公布を契機として、自由・干渉教育をめぐる議論は活発化した。本論文では関連論説を教育令公布前後に区分した。さらに、公布後の論説を主張内容に基づき四類型に整理し、分析した。その結果、教育令公布前は子どもの教育機会の確保を重視する論説が大半を占め、明確な争点は確認できない。公布後には自由と干渉をめぐる議論が顕在化するもの、単純な二項対立ではなかった。注目すべきは、立場を問わず、多くの論者が子どもに最低限の知識をつけさせる普通

教育と教育機会確保のための学校の必要性を説いていたという点である。

次に、以上の議論の内容と教育実践との関係を分析するため、民権派教育機関を取り上げた。特に現千葉県茂原市に存在した賛化学校の規則や学科過程を分析し、他の民権派教育機関と比較した。賛化学校は、普通教育を行い、将来活躍する人材の育成を方針としていた。しかし、学科過程を見ると、進学するために必須とされた英語が科目に存在せず、理念と現実との乖離がみられた。賛化学校を含め、比較検討した学校の規則は類似点が多かった。これは、これらの学校がいずれも先行する慶應義塾の規則を参考にしたからだと思われる。相違点がありつつも、いずれの学校も普通教育の普及を目的とし、地域の教育基盤を提供した点で共通していた。もっとも、入学金や親の承認が必要であるなど、事実上の入学制限が存在し、理念との矛盾を抱えていた点でも共通した。

民権派教育機関は、最低限の知識を習得するための普通教育を実践する学校であった。政府も民権家も子どもに最低限の知識を習得させるための教育機会の確保という共通の課題を持っていた。しかし、教育内容・制度の介入度合いや学校方針などの課題解決へのアプローチがそれぞれであり、時には理念をめぐる対立も存在していたのである。

18 明治期における皇族の国葬

早稲田大学 永井 嘉恵

国葬は国が国費を用いて一般大衆をも巻き込んで行う儀式であるため、国家の意向が大いに反映されている。さらに、国民の反応も国葬への参加度や報道から読み取ることでもできる。

これまでに行われた主な国葬研究として、国葬の成立過程を明らかにし国葬の国民統合機能を指摘した宮間純一氏の研究と、国葬の法制化過程や大正期以降の国葬の変遷を明らかにし国葬の栄典機能を指摘するとともに大半の国葬では国民統合機能が重視されなかったと主張する前田修輔氏の研究があげられる。一方で、皇族の国葬に関する詳細な研究はこれまでになされていない。

本論文では、明治期に行われた皇族の国葬である有栖川宮熾仁親王の国葬(明治二八年一月)、北白川宮能久親王の国葬(明治二八年一月)、小松宮彰仁親王の国葬(明治三六年二

月)の三例を中心に、明治期に行われた国葬と皇族の葬儀に着目することで、皇族の国葬が独自に有する特徴と、国葬の持つ側面を論じていく。

具体的には、それぞれの国葬を、国葬の実施までの過程、予算や儀仗兵の派遣数といった国葬の規模、メディアでの報道という観点から検討することによって、以下の三点を明らかにしていく。

- ① 皇族の国葬と功臣の国葬は、熾仁親王の国葬から彰仁親王の国葬にかけて次第に予算や齋主、儀仗兵の派遣という点で明確な差が設けられていき、「皇族の国葬」の型がつくられていった。
- ② いずれの国葬でも国葬に対する批判的な意見は見受けられず、多くの人が国葬に参加し壮大な儀式を共に目撃した。このことから、国葬では国葬ごとに差があるものの、栄典機能と国民統合機能はどちらも果たされた。
- ③ 明治期の皇族の国葬は新聞で大々的に取り上げられ、国葬を現地で見たいという人々にもメディアの報道を通じて、広く死を哀しむ空気が共有された。

19 なぜ同郷会は続いたのか

―『古河郷友会雑誌』を中心に―

お茶の水女子大学 福田 奈由

一八八〇年代から成立した、同郷の人々で構成された組織である同郷会は、明治期を中心に全国で流行し現在も活動が続いているところもある。従来の同郷会研究では、同郷会が実際に行った活動や大正期以降の研究が少ない点が課題であった。本論文では、明治から昭和までの長期間にわたって続いた同郷会として、茨城県の古河地域の同郷会である古河郷友会とその機関誌である『古河郷友会雑誌』に着目し、同郷会の活動目的や存在意義について考察した。

同郷会が組織される契機には「都会と比較した郷里の後進性」への自覚があった。古河郷友会の主導者である岡村司は、古河が全国に知られていないことを問題視し、その解決策として古河を振興させるべきだと考え古河郷友会を組織した。郷里の公益の追求という目的は他の同郷会と共通していたが、古河では「郷里の偉人がいないこと」が会員共通の問題意識として存在し、それを発奮材料として後進育成を進める動きが大きくなった。設立当初は士族かつ学生もしくは教育者が

多かったが、会の規模が大きくなるにつれて会員層が変化し、昭和初期には需要の変化に対応する形で下部組織の設立や『古河郷友会雑誌』の誌面構成の変化がみられた。

古河郷友会員たちが考える古河の課題は、大きく分けて傑出した人材の不足と教育施設の未整備の二つであった。これらの課題解決のために、学校教育に関わるものとして私塾の設立や奨学金の授与、寄宿舎の建設などが行われ、また「郷里の偉人」である熊沢蕃山の顕彰活動が古河郷友会主導で行われた。

戦時下においても、古河という共通項があれば住む場所を選ばないコミュニティである古河郷友会は、銃後と戦地を結ぶ独自の役割を果たした。社会状況の変化で新しい事態が次々起こることにより公益のニュアンスまでもが変わる中、「田舎」古河を良くしたいと考える幾人もの人々の思いを託す先として同郷会が選ばれ、周りを巻き込み活動できる大きな器として存在し続けたため、同郷会は続けるに値する「歴史」となったと結論づけた。

20 大正・昭和戦前期における時刻励行教育

生活改善同盟会・中央会を例として

千葉大学 安藤綾音

現代日本社会の時間意識はどのような過程を経て形成されたのか。これについて、これまで多様な学問分野から研究が進められてきたが、その多くは、鉄道や学校といった、明治期に定時法とともに導入された制度に着目してきた。それに対して本論文は、個々人の生活にまで規律を浸透させようとした、大正・昭和戦前期における教化運動に着目し、時間意識形成過程におけるその重要性を指摘しようとするものである。

現在にもその名称が伝わる「時の記念日」は、この時期の教化運動の一つで、文部省が主導した、「生活改善運動」の活動母体、生活改善同盟会（一九三三年に生活改善中央会に改組）によって一九二〇年に創設され、一九四三年まで毎年関連事業が開催された。第一回目の記念日に関しては、先行研究が存在するものの、その後、当該事業がどのような変遷をたどったのか、どのような層に向け何を訴えていたのかは、明らかにになっていない。そこで本論では、戦前における時の

記念日事業と、その主催者である生活改善同盟会・中央会の言説に主眼を置き、大正・昭和戦前期の教化運動において、時刻励行がどのように教育されたのかを分析した。史料としては、同団体発行の機関誌や書籍、パンフレット等を用いた。これらの流通先は、同団体の「会員」である個人や組織であり、読み手が率いる青年団等の諸集団の活動に活かされたことと推測される。

結論としては、まず、同団体による時刻励行教育は、時の記念日を軸に展開されたということである。記念日に合わせて行われる「時功労者」表彰は、同団体が全国の人々に、直接働きかけられる機会であった。また記念日前後の機関誌には、時に関する記事が多く掲載され、同団体考案の改善策や、時功労者の表彰例が掲載されることもあった。

同団体の時刻励行教育は、明らかに中間層に向けたものであったが、機関誌内には、中間層以外の時功労者の表彰理由も掲載され続けた。つまり、同団体のターゲットである中間層への教育に重きを置きつつ、他の層へのアプローチも視野に入れていたとみることができる。

一九三〇年代以降、同団体の指導者達は、忙しい社会の現状に対する否定的な意見を示していた。人々が効率を求め、社会は実現されたものの、その実態は、指導者達が掲げた理想とは、異なるものであったと考えられる。

21 戦間期日本海軍の宣伝政策

―横須賀地域における展開を中心として―

筑波大学 中谷美稀

本論文では、日露戦後から昭和初期までを対象とし、「女性」に対する宣伝、「学校」を舞台とした宣伝という二つの視点を中心として、海軍の宣伝の具体像を明らかにすることを目的とした。戦間期の日本海軍では、軍縮条約下における国民世論の調達や、志願兵の獲得といった目的から、宣伝政策に注力していくようになる。一九二四（大正一三）年には、海軍省に宣伝機関として海軍軍事普及委員会が設置され、これ以降の海軍の宣伝については、複数の先行研究によってその実態などが解明されてきた。一方で、日本海海戦が敗戦まで語り継がれていくように、海軍の宣伝政策について検討するにあたっては、日露戦後から捉えていく必要があると考える。

まず前提として、大正から昭和初期にかけての宣伝政策について取り上げた。とくに、海軍の宣伝に貢献した半民半官の団体である海軍協会について、一九二〇年代の事業を機関誌『海之日本』の分析を通して検討を行った。ここから、海軍協会が結成当初の一九二〇年代から内部で女性が活躍する

団体であったこと、また、宣伝の対象として女性を視野に入れていたことを明らかにした。加えて、海軍省の宣伝機関にも着目することで、宣伝に特化したキャリアを持つ海軍軍人の存在についても指摘した。

一方で、宣伝を担う機関・団体が生まれる以前からも、宣伝・普及の意味合いを持った動きはあった。その事例として、横須賀高等女学校（現神奈川県立横須賀大津高等学校）を取り上げ、同校が所蔵する「横須賀高等女学校関係資料」を活用して検討した。なかでも史料として『庶務日誌』や『学校沿革誌』、各周年記念誌を用いた。横須賀高等女学校はその立地条件などから海軍との距離が近く、海軍出身の教員がいたり、諸行事に海軍軍人が来賓として訪れたりしていた。そうしたなかで、定例行事として軍艦や海軍工廠の見学の実施、進水式・命名式への拝観、海軍記念日の実施などが行なわれていたことを明らかにし、海軍の宣伝に関する先駆的事例として、前史的位置づけを試みた。

22 アジア太平洋戦争末期における山陰地方

―玉湯空襲における湯町基地の被害と

「旭部隊」一隊員の生涯―

淑徳大学 高田 慶之

本論文では、島根県玉湯町（現松江市玉湯町）の空襲において命を落とした兵士の生涯の検討を通して、地域空襲被害の実態を明らかにすることを目的とする。

玉湯空襲においては、海軍の水上機基地である湯町基地に五〇〇ポンド爆弾が投下され、同基地に展開していた第九〇一海軍航空隊玉造派遣隊、通称「旭部隊」の兵士二五名が戦死した。この戦没兵士たちは、東西南北の全国各地から召集されており、又、五月頃の進駐以降、きわめて短期間の内に戦死したため、島根県内に残る情報は皆無に等しい。従って、本論文では、県内外の史資料及び聞き取り調査によって、湯町基地の実態とともに、旭部隊の隊員の来歴を明らかにする。玉湯空襲における湯町基地への爆撃については、米軍機による「五〇〇ポンド爆弾一発の投下」以外の行動がほとんど知られていないが、空襲当時、基地から約三〇〇メートル程度の自宅にいた伊藤節雄氏（取材当時八六歳）は、空襲時に「生

ごまを炒るような」機銃掃射の音を聞いたと証言しており、直前に同じ米軍機が松江市街において機銃掃射を行ったことが知られていることから、玉湯においても同様の攻撃を行った可能性は十分にあると考えられる。

玉湯空襲を実行したのは、米海軍の第三八任務部隊・第四機動部隊所属のエセックス級航空母艦ヨークタウンから発艦した、第八八戦闘爆撃飛行隊を中心とする艦載機の編隊だった。湯町基地に五〇〇ポンド爆弾を投下したのは、この第八八戦闘爆撃飛行隊に所属する、ハート米海軍少佐だった。

戦没兵士二五名の内の一人である島根好作整備兵長は、一九一二年ごろ、新潟県佐渡郡（現佐渡市）で生まれ、羽茂味噌合資会社の東京出張に勤務しながら、妻との間に二人の娘をもうけた。二人目の娘が生まれたばかりの一九四三年秋頃に徴兵を受け、出征したとみられる。墓碑によれば、一九四四年三月一日付で舞鶴海軍航空隊に入隊し、翌一九四五年七月一日に「旭部隊」に転属となって玉湯町に入ったが、そこで玉湯空襲に遭い、戦死した。

玉湯空襲と戦後の慰霊の動きには、一九八〇年代の玉湯における戦没者追悼の機運の高まりや、「旭部隊」の隊員個人個人の友好的な性格など、さまざまな要素が複雑に関係している。

23 祖国と故郷、民族と同胞

―朝鮮人文学者金史良の思想研究―

信州大学 小林すずらん

一九一〇年、大日本帝国は朝鮮を植民地支配下に置いた。金史良は、一九一四年、植民地下の平壤に生まれ、当局による厳しい言論統制のなか日本文壇・朝鮮文壇で多くの作品を発表した。ときに日本語を使い作品を執筆したことや、抵抗文学を基軸としながらも戦争の深化と共に時局協力的な作品も見られるようになったことから、従来、抵抗と屈従という二元論のうえで研究されてきた。一方、現在の植民地研究の流れからも言えるように、金史良研究もまたこの二項対立を克服し、文学者の精神構造に立ち入ったより実体的な研究もなされている。本論文では、このような研究の流れを汲み、金史良の小説、エッセーなどに頻繁に見られる、彼の「故郷」概念を考察する。ここでは、「故郷」という概念に焦点を当てることによって、金史良という個人について深掘りしながらも、この一例から植民地期文学研究の射程を拡げることを試みた。

第一章では、金史良の生涯と作品を確認し、彼を取り巻い

た植民地という時代のなかに位置付け、民族主義者でありながら日本語で作品を書くという矛盾への自覚や日本文壇との結びつきを確認した。

第二章では、在日朝鮮人文学者である金達寿が、金史良の言う「故郷」がすなわち「祖国」であると提唱したことに疑問を呈し、『故郷』収録の小説「蟲」の記述をもとに、二つの概念が同一のものではないことを結論付けた。しかし同時に、この二つは作品のなかで境界を滲ませて出現するほどには深く結びついている。

第三章では、「同胞」という観点から、金史良の作品にあらわれる在外朝鮮人がどのように描かれているのかを分析し、作品のなかで「奇怪」に描かれる朝鮮人たちに対する金史良のまなざしと、表現者として「内鮮融和」に懐疑的であった金史良の立場を明らかにした。

第四章では、第三章を踏まえ「故郷」と「祖国」を結び付けたものについて考察した。金史良文学の特徴として、たびたび「リアリズム」が挙げられるが、これは当時朝鮮文学によくみられた「写実主義」とは歴然と区別される、金史良の民族的責任に支えられたものであった。「異郷」と「故郷」の往來の経験と、異郷に住まう同胞たちの存在が彼の民族的責任を育て、「故郷」と「祖国」を別の物でありながら一体化するという在り方を導いた。

24 戦後市川房枝の政治思想と活動

立正大学 矢 嶋 真 帆

本論文では、戦後市川房枝の政治思想と活動について明らかにすることを目的とした。従来の先行研究では、婦人参政権を獲得した戦後に市川は何を考え、いかなる目標のもとで活動を展開していたのかについては詳細な検討が行われてこなかった。本論では、戦後市川の政治思想と活動を相互に関連づけて、二つの章立てから検討していった。

まず、第一章では、政治意識と政治教育、働く女性と政治思想、女性の地位向上の観点から戦後市川の政治思想を分析した。その結果、戦前の段階から市川は、女性の参政権が獲得されたとしても、直ちに男女平等が実現するわけではないと認識しており、婦人参政権獲得後の婦人運動は男女に対して意識を変えていくための運動であった。また、家庭婦人を政治へと結びつけるために政治と台所が機能していき、働く女性に対しては、労働条件の平等といった労働問題を重視した運動を展開していった。さらに、一九七〇年代になると米国のリブ運動、家庭科教育、国際婦人年を契機として女性の

地位向上をめぐる問題が新たに表面化されていったことを検討した。

第二章では、戦後市川の政治活動を年代別に整理し、一九四〇年代後半には女性に与えられた参政権を行使していくための政治講座、一九六〇年代には理想選挙普及会主催の演説会のような政治活動、一九七〇年代になると「家庭科の男女共修をすすめる会」のように、女性の地位向上に関わる活動を中心に展開されていたことを検討した。しかし、これらの活動は市川の政治家としてのものなのか、婦人運動家としてのものなのかについては検討していく必要がある。

以上の検討から、本論文は、市川にとって婦人参政権獲得は婦選運動の終着点ではなく、男女平等社会の実現のために婦人運動を行う必要があるからこそ、通過点であると明らかにした。そして、市川は、女性を一人前の人間として能力を発揮させるための基本を、女性が政治に参加することにあると位置付けていた。これは、家庭婦人には政治と台所から政治への関心を引き、働く女性には労働条件の平等を求め、若い女性には家庭科教育の在り方から女性の地位向上を指摘していったことから、それぞれの女性への問題に対応していくことで、女性が政治参加しやすい環境や基盤を形成し、女性を政治へと結びつけていったといえる。

25 地方被団協運動史

―助け合いから被爆者運動へ―

昭和女子大学 大塚 美莉 亜

本論文は、戦後、全国の被爆者たちによって結成された地方被団協の多数の活動事例を取り上げるなかで、地方在住の被爆者たちが互いの助け合いから集まり、組織を結成して、被爆者運動へと活動を広げていくプロセスを追った。

地方被団協とは、一九四五年に広島・長崎で被爆した被爆者たちが戦後全国各地へ移り住み、都道府県や市町村単位で結成した被爆者組織のことを指す。これまで地方被団協に焦点を当てた研究は存在していない。しかし、一九七〇年代の援護法制定署名運動では各地で署名を集め被爆者運動の全盛期を迎えるなど、被爆者運動史において重要な組織であった。また、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会をはじめに、地方被団協に関連した史料の収集・アーカイブズ化が活発化していることも事実である。

そこで本論文では、現存している地方の被爆者組織によって実施された独自活動、また全国的に共通する多数の活動事例を被爆者運動の歴史的背景と重ねて時系列に研究し、被爆

者たちの思いが寄せ集まり、多彩な運動へと展開する実態を研究した。

戦後直後から日本被団協結成の契機となったビキニ事件までを追った第一章では、岩手県花巻で一九四五年末から被爆者集会が行われるなど、戦後すぐから地方で被爆の実相を伝えようとする動きがあったことが読み取れた。

地方被団協の多彩な運動を研究した第二章では、北海道被団協の道民を巻き込んだ大規模募金活動や多くの地方被団協で作成された被爆者証言集など、多種多様な方法で被爆者の足跡を残す活動が行われていたことが分かった。

基本懇後に注目した第三章では、被爆者が個人の問題だけでなく、核廃絶などの社会全体の問題を日本被団協と運動して訴えるために原爆展や国民法廷を開催し、被爆者運動の認知度を大きく上げていた。

本論文を通して地方被団協の被爆者運動を分析するなかで、地方被爆者たちの助け合いから被爆者運動への発展過程を追うことができた。地方の活動を研究し、被爆者運動史のなかに「地方被団協史」との新たな歴史像を構築することで、日本近現代の理解や核兵器廃絶の達成へと繋げることができると考える。

第六七回日本史関係卒業論文発表会 発表要旨

二〇二六年四月一八日 発行

〒111-0032 東京都台東区浅草五-33-1 二階

編集
発行人

地方史研究協議会

会長 久保田 昌希